

日 銀 市 第 6 6 号
2 0 2 5 年 5 月 8 日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債補完供給」といいます。）関係事務における安定的な事務遂行に資する観点から、再売却の申込にかかる事務等を日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うこととし、これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年6月2日から実施することとしましたので、通知します。

本件改正に伴う主な変更点等につきまして、国債補完供給の売却対象先および決済代行者向けに、日本銀行金融市場オンラインに「「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の一部改正について」（2025年5月8日付日銀市第69号）を掲載しましたので、国債補完供給の売却対象先および決済代行者は、必ずご確認ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
中一部改正

○ 目次第1編I. 6. の次に次の6. の2を加える。

6. の2 再売却・減額措置受付番号…………… 1-1-21

○ 目次第1編IV. 2. から4. までを横線のとおり改める。

2. 再売却……………	1-4-17
（1）事務の詳細……………	1-4-17
イ. 「再売却の申込書」の提出……………	1-4-17
（イ）再売却の実行単位……………	1-4- 18 17
（ロ）再売却の上限回数……………	1-4-18
（ハ）再売却の対象銘柄……………	1-4-18
（ニ）再売却における売却国債の額面金額……………	1-4-18
（ホ）再売却にかかる取引条件……………	1-4-18
（ヘ）再売却の決済先……………	1-4-19
ロ. 再売却の申込にかかる諾否の連絡……………	1-4-19
ハ. 再売却における売却等の実行……………	1-4- 19 21
（2）引落資金不足時の取扱い……………	1-4- 20 22
（3）再売却における買戻……………	1-4- 21 22
3. 減額措置……………	1-4- 22 23
（1）事務の詳細……………	1-4- 22 23
イ. 減額措置の願出……………	1-4- 22 23
（イ）減額措置の実行単位……………	1-4- 23 24
（ロ）減額措置にかかる取引条件……………	1-4-24
（ハ）減額措置の決済先……………	1-4-26
ロ. 減額措置の願出にかかる諾否の連絡……………	1-4-26
ハ. 減額措置における精算等の実行……………	1-4- 27 29
（2）引落資金不足時の取扱い……………	1-4- 27 30
4. 売却国債の利子の精算……………	1-4- 28 31
（1）国債利子精算額の計算および引落等……………	1-4- 28 31
（2）決済先の当座勘定に引落資金不足が生じる場合の取扱い……………	1-4- 28 31

○ 目次第 2 編を横線のとおり改める。

第 2 編 端末操作手順

[国債売買]

<国債売買>

売渡国債明細	2-1-1
国債売買確認サイン	2-1-5
売渡国債差替請求	2-1-7
売渡国債差替確認サイン	2-1-10
<u>再売却・減額措置申込</u>	<u>2-1-12</u>

[国債DVP]

<決済指示（国債）>

決済指示（国債）	2-1- 12 <u>17</u>
----------	------------------------------

<決済指示（資金）>

決済指示（資金）	2-1- 17 <u>22</u>
----------	------------------------------

[国債売買]

<照会データファイル取得>

国債銘柄別利回り・単価	2-2-1
-------------	-------

○ 目次第 4 編の第 2 号書式から第 4 号書式までを削る。

○ 目次 [参考] 4. の次に次の 4. の 2 を加える。

4. の 2 減額措置の実行時における国債の評価額の支払債務等の算出方法	参考-24
(1) 国債の評価額の支払債務の金額の算出方法	参考-24
(2) 買戻代金相当額の支払債務の金額の算出方法	参考-24

○ 目次 [参考] 5. を横線のとおり改める。

5. 取引のための届出	参考- <u>24</u> <u>26</u>
(1) 届出事項	参考- <u>24</u> <u>26</u>
(2) 届出に関する注意事項	参考- <u>24</u> <u>26</u>

○ 第1編 I. 4. および 5. を横線のとおり改める。

4. 取引通番

日本銀行は、国債売買、国庫短期証券売買、国債条件付売買もしくは日銀国債売現先（国債補完供給）または国整基金国債買入において、同一の取引実行日における複数の取引を区別するために、取引通番（取引実行日毎に 001 から始まる 3 桁の連続番号をいいます。以下同じです。）を「募入決定通知」に表示します。取引通番は、「売渡国債明細処理済通知」、「売渡国債差替請求承諾通知」、「国債条件付売買期日決済案内」、「再売却承諾通知」等各種通知に表示されます。

略（不変）

売買先は、「売渡国債明細」、「国債売買確認サイン」、「売渡国債差替請求」、「売渡国債差替確認サイン」、「再売却・減額措置申込」等を送信する場合には、「募入決定通知」等に表示された取引実行日および取引通番を指定する必要があります。

5. 契約番号

日本銀行は、同一の取引における複数の個別契約を区別するために、契約番号（取引毎に 001 から始まる 3 桁の連続番号をいいます。以下同じです。）を、日銀国債買現先については「売渡国債明細処理済通知」に、これ以外の取引については「募入決定通知」に表示します。契約番号は、「売渡国債差替請求承諾通知」、「国債条件付売買期日決済案内」、「再売却承諾通知」等各種通知に表示されます。

略（不変）

売買先は、「売渡国債差替請求」または「売渡国債差替確認サイン」を送信する場合には、「売渡国債明細処理済通知」に表示された契約番号を、「再売却・減額措置申込」を送信する場合には、「募入決定通知」または「再売却承諾通知」に表示された契約番号を、それぞれ使用します。

○ 第1編 I. 6. の次に次の6. の2を加える。

6. の2 再売却・減額措置受付番号

日本銀行は、「再売却・減額措置申込」を受付けた場合には、同一の買戻日における複数の申込を区別するために、再売却・減額措置受付番号（同一の買戻日における申込毎に0001から始まる4桁の連続番号をいいます。以下同じです。）を、「再売却申込済通知」（4211-01100）または「減額措置申込済通知」（4211-01200）に表示します。再売却・減額措置受付番号は、「再売却承諾通知」（4211-01500）または「減額措置承諾通知」（4211-01600）に表示されます。

○ 第1編 I. 11. (1) の表を横線のとおり改める。

業務処理区分名	業務処理区分 コード	条件	入力時間帯	
			開始時刻 ^(注1)	締切時刻
売渡国債明細	略（不変）			
国債売買確認サイン				
再売却・減額措置申込	421105	再売却申込	午前8:30 ^(注4) (午前7:30)	午後3:00
		減額措置申込		午前10:00
決済指示（国債）	751201	—	午前8:30 ^(注45) (午前7:30)	午後3:00
決済指示（資金）	751301	} 略（不変）	午前8:30 ^(注45) (午前7:30)	} 略（不変）
以下略（不変）				

(注1) }
(注2) } 略（不変）
(注3) }

(注4) 入力にあたっては、日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）への事前連絡が必要です（第1編IV. 2. (1)イ. または同3. (1)イ. を参照してください。）

(注45) 略（不変）

○ 第1編I. 11. (2) イ. を横線のとおり改める。

イ. 入力延長の依頼

売買先または決済代行先は、やむを得ない事由により入力時間帯において電文の送信を終了する見込みがなく、かつその日のうちに当該電文の送信を行う必要がある場合には、事前に電話により日本銀行業務局(営業業務課営業業務グループ)(「再売却・減額措置申込」の入力延長の場合には、日本銀行金融市場局(市場調節課調節業務グループ))に入力延長の依頼を行ってください。この場合、日本銀行は入力延長の事由等を聴取します。

なお、入力延長の依頼については、延長の必要性を認識した後直ちに行うようにしてください。日本銀行は、入力延長依頼の受付を、電文の送信を締切る時刻の30分前に締切ります。

○ 第1編I. 13. を横線のとおり改める。

13. 日銀ネット障害時等の取扱い

国債売買等関係事務(日銀国債売現先(国債補完供給)における再売却の申込および減額措置に関する願出事務を除きます。)については、書面による取引を行うことができません。日銀ネットの障害その他の事情により、国債売買等関係事務にかかる日銀ネットの利用ができない場合には、速やかに日本銀行業務局(営業業務課営業業務グループ)または日本銀行金融市場局(市場調節課調節業務グループ。ただし、「再売却・減額措置申込」の送信を行うことができない場合に限り。)に連絡し、その指示に従ってください。

障害時の対応
利用細則
(共通事務)
第1編IV-VI
参照

○ 第1編Ⅳ. 2. (1) を次のとおり改める（全面改正）。

(1) 事務の詳細

イ. 再売却の申込

売買先は、日銀国債売現先（国債補完供給）の買戻日において、再売却の申込を行う見込みがある場合には、当該買戻日の午後2時までに、その旨を日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）に電話により連絡してください^(注1)。

売買先は、日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）から日銀ネットの入力指示があった場合には、当該買戻日の午後3時までに、所定の端末操作手順（業務処理区分コード421105）に従い、「再売却・減額措置申込」を日本銀行に送信してください^(注2)^(注3)。

日本銀行は、「再売却・減額措置申込」を受信した場合には、遅滞なく、「再売却・減額措置申込」の送信を行った売買先に対し、「再売却申込済通知」（4211-01100）を送信します。

(注1) 当該連絡を行った場合でも、再売却の申込を行うことなく、「決済指示（国債）」を送信することにより日銀国債売現先（国債補完供給）における買戻を行うことが可能です。ただし、この場合には、再売却の申込を行わないこととした時点で、速やかに、その旨を日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）に連絡してください。

(注2) 日本銀行は、売買先が「再売却・減額措置申込」を送信したことをもって、決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託する売買先から、日銀国債売現先（国債補完供給）の再売却における買戻にかかる所得税法第224条の3に定める株式等の譲渡の対価の受領者等の告知を受けたものとしします。

(注3) 再売却の申込を取下げの場合には、速やかに日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）にその旨を連絡してください。ただし、当該申込の取下げは、ロ. による日本銀行の「再売却承諾通知」の送信以後は行うことができません。

なお、売買先は、再売却の申込を行うに当たっては、特に次の点に注意してください。

(イ) 再売却の実行単位

売買先は、一の入札で募入となった日銀国債売現先（国債補完供給）において日本銀行から買受けた売却国債について、銘柄毎に再売却を申込みことが可能です。

(ロ) 再売却の上限回数

売買先は、一の入札において募入となった日銀国債売現先（国債補完供給）につき、売却国債の銘柄別に、21回まで再売却を申込みことが可能です。

(ハ) 再売却の対象銘柄

売買先は、再売却の対象となる日銀国債売現先（国債補完供給）において買戻を行う国債と再売却において売却を行う国債とが同じ銘柄である場合に限り、再売却を申込みことが可能です。

(二) 再売却における売却国債の額面金額

売買先は、再売却の対象となる日銀国債売現先（国債補完供給）における売却国債の銘柄毎の額面金額と再売却における売却国債の当該銘柄の額面金額とが同一である場合限り、再売却を申込みことが可能です。

(ホ) 再売却にかかる取引条件

a. 売却日

再売却における売却日は、再売却の対象となる日銀国債売現先（国債補完供給）における買戻日と同一とします。

b. 買戻日

再売却における買戻日は、当該再売却における売却日の翌営業日とします。

c. 期間利回り

再売却における期間利回りは、再売却の対象となる日銀国債売現先（国債補完供給）の個別契約毎に、誘導目標金利（政策委員会・金融政策決定会合により決定される金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート（オーバーナイト物）の水準をいいます。当該誘導目標が範囲で示される場合には、その下限の水準をいいます。また、誘導目標の定めがない場合には、0パーセントとします。）から3パーセントを差し引いた値と0パーセントのいずれか低い値とします。ただし、その個別契約における期間利回りがこれらを下回る場合には、その個別契約における期間利回りとしてします。

d. 売買代金

再売却における売買代金は、日銀国債売現先における売買代金の算出方法と同じ方法により計算します。

（注）計算式については、[参考] 2.（2）ロ. を参照してください。

(ヘ) 再売却の決済先

売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託していない場合には、再売却の決済先は売買先となります。また、売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合には、再売却の決済先は決済代行先（売買先が複数の決済代行先の承認を受けている場合にはプライマリー決済代行先）となります。

（注）決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している売買先が、決済先の一時的な変更を依頼する場合には、再売却の決済先は変更後の決済先となります。この場合には、「再売却・減額措置申込」の送信にあたり、変更後の決済先を指定してください。なお、売買先が国債振替決済制度における参加者（間接参加者を除きます。）および国債資金同時受渡関係事務についての利用先である場合に限り、売買先自身を変更後の決済先として指定することも可能です。

ロ. 再売却の申込にかかる諾否の連絡

日本銀行は、イ. による再売却の申込を承諾することを決定した場合には、「再売却承諾通知」を再売却先（再売却先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合^(注1)）には、再売却先および決済代行先）に対して送信します^(注2)。

(注1) 決済先の一時的な変更により、再売却先自身が決済先となる場合を除きます。

(注2) 日本銀行は、イ. による再売却の申込を却下することを決定した場合には、売買先に対し、速やかに電話等によりその旨を連絡します。

(4211-01500)

再 売 却 承 諾 通 知

申込内容 _____^(注1)
 取引実行日 _____^(注2) 取引通番 _____^(注3) 契約番号 _____^(注3)
 対象先 _____^(注4) 決済先 _____^(注5)
 受付番号 _____^(注6)
 銘柄 _____
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 買戻希望日 _____
 代金評価差額 _____ 円
 記事 _____
 _____^(注7)

当初取引の買戻明細

取引実行日 _____^(注2) 買戻日 _____
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 連動係数 _____^(注8)
 売却価格 [100円当り] _____ 円 売却代金 _____ 円
 買戻価格 [100円当り] _____ 円 買戻代金 _____ 円

再売却部分の買戻明細

取引実行日 _____^(注2) 買戻日 _____
 取引通番 _____^(注9) 契約番号 _____^(注9)
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 連動係数 _____^(注8)
 売却価格 [100円当り] _____ 円 売却代金 _____ 円
 買戻価格 [100円当り] _____ 円 買戻代金 _____ 円

再売却の明細

取引実行日 _____^(注10) 買戻日 _____
 取引通番 _____^(注9) 契約番号 _____^(注9)
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 連動係数 _____^(注8)
 売却価格 [100円当り] _____ 円 売却代金 _____ 円
 買戻価格 [100円当り] _____ 円 買戻代金 _____ 円

(注1) 「1」と表示されます。

(注2) 再売却の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)(当該日銀国債売現先(国債補完供給)がその前営業日に売却を実行した再売却である場合には、当該再売却。以下2.において「当初取引」といいます。)の売却日が表示されます。

(注3) 当初取引の取引通番または契約番号がそれぞれ表示されます。

(注4) 再売却先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されます。

(注5) 決済先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されません。

(注6) 再売却・減額措置受付番号が表示されます。

(注7) 記事を入力した場合のみ表示されます(入力がない場合には、項目名を含め表示されません。)

(注8) 銘柄が物価連動国債の場合のみ表示されます(銘柄が物価連動国債以外の場合には、項目名を含め表示されません。)

(注9) 再売却を承諾したことに伴い新たに付番された取引通番または契約番号がそれぞれ表示されます。

(注10) 再売却の実行日が表示されます。

ハ. 再売却における売却等の実行

日本銀行は、ロ.により再売却の申込を承諾した場合には、再売却の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)における買戻および再売却における売却(以下「再売却における売却等」といいます。)を実行するため、午後5時まで、再売却の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)における買戻代金と再売却における売却代金の差額(以下「再売却代金差額」といいます。)について、決済先の当座勘定の入金または引落を行います^{(注1)(注2)}。

再売却代金差額の入金または引落の別に応じ、日本銀行は、決済先に対し、「当座勘定入金通知」または「当座勘定引落通知」を送信しますので、再売却先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合には、当該決済代行先は、再売却先に対し、再売却における売却等が行われた旨を、再売却における売却日に連絡してください^(注3)。

(注1) 再売却の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)における買戻にかかる再売却先の日本銀行に対する国債の引渡債務と再売却における売却にかかる日本銀行の再売却先に対する国債の引渡債務は相殺されるため、これらの引渡債務にかかる国債の口座振替は行われません。

(注2) 日本銀行は、再売却における売却日に、決済先の属する金融機関等の振払出力指定店舗に対し、再売却の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)に関する「国債資金同時受渡依頼取消案内」を送信しますが、当該帳票については国債売買等関係事務には不要ですので、適宜廃棄して差支えありません。

(注3) 再売却代金差額が発生しない場合には、「当座勘定入金通知」または「当座勘定引落通知」は送信されませんので、決済代行先におかれては、「国債資金同時受渡依頼取消案内」の送信をもって、再売却における売却等が行われた旨を、再売却先に対し、連絡してください。

○ 第1編IV. 2. (2) および(3)を横線のとおり改める。

(2) 引落資金不足時の取扱い

日本銀行が「再売却申込書」に従って再売却を実行した場合において、再売却代金差額について引落資金不足が発生するときは、直ちにその旨を再売却先（再売却先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合には、再売却先および決済代行先）に連絡します。

再売却先または決済代行先は、この連絡を受けた場合には、速やかに引落資金不足の解消に必要な措置を講じたうえで、日本銀行業務局（営業業務課営業業務グループ）に引落資金不足を解消した旨を連絡してください。

なお、再売却先または決済代行先は、引落資金不足の解消を見込むことができない場合には、直ちに日本銀行業務局（営業業務課営業業務グループ）に連絡し、その指示に従ってください。

(3) 再売却における買戻

再売却における買戻にかかる事務は、~~入札において募入となった日銀国債売現先（国債補完供給）における期日決済にかかる事務と同じです。詳細については、1. (2)を参照してください~~準用します。この場合、1. (2)ロ. (ロ) b. において、「売却時に(1)ロ. (イ)により決済先の一時的な変更を行った場合」とあるのは、「再売却の申込時に2. (1)イ. により決済先の一時的な変更を行った場合」と読み替えてください。なお、買戻日の前営業日に再売却先または決済代行先が受信する「国債条件付売買期日決済案内」には、取引実行日として再売却における売却日の日付が、取引通番として再売却にかかる個別契約に付された取引通番が、それぞれ表示されます。

○ 第1編Ⅳ. 3. (1) を次のとおり改める（全面改正）。

(1) 事務の詳細

イ. 減額措置の願出

売買先は、次の①または②に掲げる場合には、個別契約にかかる売却国債について、日本銀行による買戻額の全部または一部を減額する措置（以下「減額措置」といいます。）を願出することができます^(注1)。ただし、次の①または②に掲げる場合に応じ、当該①または②に定める要件を充たす必要があります。

①個別契約にかかる売却国債の全部または一部について国債残高不足により日本銀行への引渡が可能となるめどが立たない場合

売却国債が国庫短期証券であるときは、2. (1) イ. (ロ) に定める再売却の上限回数まで再売却を受けていること

②国債市場の流動性改善に資する場合

売却国債（直近2限月の長期国債先物取引の受渡適格銘柄のうち最割安銘柄（チーペスト銘柄）または2番目に割安な銘柄（セカンド・チーペスト銘柄）であって、発行残高に占める日本銀行の保有割合が80%を超えるものに限り、）の全部について、減額措置を願出すること

売買先は、減額措置を願出する場合には、減額措置の願出を行う日の前営業日の午後5時までに、日本銀行金融市場局（市場調節課市場調節グループ）に電話により連絡してください。

売買先は、日本銀行金融市場局（市場調節課オペレーション企画グループ）から日銀ネットの入力指示があった場合には、減額措置の願出を行う日の午前10時までに、所定の端末操作手順（業務処理区分コード421105）に従い、「再売却・減額措置申込」を日本銀行に送信してください^(注2)。

日本銀行は、「再売却・減額措置申込」を受信した場合には、遅滞なく、「再売却・減額措置申込」の送信を行った売買先に対し、「減額措置申込済通知」（4211-01200）を送信します。

（注1）売却国債が元利払対象銘柄である場合には、原則として、その買戻額の一部について減額措置を願出することはできません。

（注2）記事欄には、願出事由を入力する必要があります。

なお、売買先は、減額措置の願出に当たっては、特に次の点に注意してください。

(イ) 減額措置の実行単位

売買先は、日銀国債売現先（国債補完供給）において日本銀行から買受けた売却国債について、銘柄毎に、その買戻額の全部または一部について減額措置を願出することが可能です^(注)。

(注) 売却国債の買戻額の一部について減額措置を願出することができるのは、①の場合に限ります。また、売買先は、売却国債の買戻額の一部について減額を認められた場合（以下「一部減額」といいます。）には、売却国債のうち日本銀行が買戻額の減額を認めた部分（以下「減額部分」といいます。）以外の部分にかかる売却国債（以下「減額後の売却国債」といいます。）の買戻にかかる処理を当日中に行う必要があります（ロ. を参照してください。）。

(ロ) 減額措置にかかる取引条件

a. 売買先が日本銀行に対して負う売却国債の引渡債務等の取扱い

日本銀行がロ. により減額措置の願出を承諾した場合には、減額部分についての売買先の引渡債務および日本銀行の買戻代金の支払債務は、「日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却に関する基本約定」（以下「基本約定」といいます。）第17条第2項を準用して取扱います。

減額措置が実行される場合において、減額部分にかかる売買先の引渡債務は、[参考] 4. の2（1）により算出する国債の評価額の支払債務に、減額部分にかかる日本銀行の買戻代金の支払債務は、[参考] 4. の2（2）により算出する買戻代金相当額の支払債務にそれぞれ置き換えられるものとします。これにより置き換えられたそれぞれの支払債務の差引計算については、基本約定第17条第3項の規定を準用することとします。

b. 減額措置手数料の支払

日本銀行がロ. により減額措置の願出を承諾した場合には、売買先は、日本銀行に対し、a. に定める国債の評価額の支払債務のほか、次に掲げる方法により算出する減額措置手数料を支払うものとします。

①日本銀行への引渡が可能となるめどが立たない場合

$$\begin{aligned} \text{減額措置手数料}^{(\text{注}1)} &= \text{売却国債にかかる売却代金}^{(\text{注}2)} \times \frac{\text{再売却の期間利回り}^{(\text{注}3)}}{100} \\ &\times \left[\frac{\text{再売却の上限回数}^{(\text{注}4)} \text{ まで再売却を受ける場合の再売却の利用日数} - \text{再売却の利用日数}^{(\text{注}5)}}{365} \right] \end{aligned}$$

②国債市場の流動性改善に資する場合

$$\text{減額措置手数料}^{(\text{注}1)} = \text{売却国債にかかる売却代金}^{(\text{注}2)} \times \frac{\text{期間利回り}^{(\text{注}6)}}{100}$$

(注1) 円位未満は切捨とします。

(注2) 減額措置の実施日における当該措置の対象となる売却国債を、当日の時価に基づき売却した場合における売却代金相当額とします。計算式については、[参考] 2.（2）ロ.（ハ）を参照してください。なお、一部減額の場合には、減額部分を

減額措置の実施日の時価に基づき売却した場合における売却代金相当額とします。

(注3) 減額措置の実施日に再売却を受けると仮定した場合に適用される2.(1)イ.
(ホ) c. に定める期間利回りの絶対値とします。

(注4) 2.(1)イ.(ロ)に定める回数とします。

(注5) 売買先が減額措置の対象となる売却国債にかかる銘柄を減額措置の実施日まで
に再売却により連続して買受けた日数とします。なお、減額措置の願出時点にお
いて売買先が当該銘柄を再売却により買受けていない場合には、0となります。

(注6) 1か月物東京レポ・レート（日本証券業協会が作成および公表する東京レポ・
レート（レファレンス先平均値）のうち、対象期間を1か月間とするものであり、
減額措置の実施日の前営業日に公表されたものをいいます。）から0.25%を減
じて12で除した数値（小数点以下第4位を四捨五入）と0%とのうち低い方の
数値の絶対値を、期間利回りとします。ただし、当該1か月物東京レポ・レート
については、日本銀行は、予め売買先に連絡のうえ、金融市場の情勢等を勘案し
た別の数値とすることもあります。

(ハ) 減額措置の決済先

売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託していない場合には、減額措
置の決済先は売買先となります。また、売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事
務を委託している場合は、減額措置の決済先は決済代行先（売買先が複数の決済代行先
の承認を受けている場合にはプライマリー決済代行先）となります。

(注) 決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している売買先が、決済先の一時的
な変更を依頼する場合には、減額措置の決済先は変更後の決済先となります。この場
合には、「再売却・減額措置申込」の送信にあたり、変更後の決済先を指定してくだ
さい。なお、売買先が国債振替決済制度における参加者（間接参加者を除きます。）
および国債資金同時受渡関係事務についての利用先である場合に限り、売買先自身を
変更後の決済先として指定することも可能です。

ロ. 減額措置の願出にかかる諾否の連絡

日本銀行は、イ.による減額措置の願出を承諾することを決定した場合には、「減額措置承
諾通知」を売買先（売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合<sup>(注
1)</sup>には、売買先および決済代行先）に対して送信します^{(注2)(注3)(注4)}。

また、一部減額の場合には、決済先に、「国債資金同時受渡依頼受付案内」が送信されます。
この場合、決済先は、減額後の売却国債の買戻にかかる処理を行うため、午後3時までに「決
済指示（国債）」を日本銀行に送信してください。

(注1) 決済先の一時的な変更により、売買先自身が決済先となる場合を除きます。

(注2) 日本銀行は、イ.による減額措置の願出を却下することを決定した場合には、売買
先に対し、速やかに電話等によりその旨を連絡します。

(注3) 日本銀行は、イ. ①の場合には、売買先において売却国債の全部または一部について日本銀行への引渡が可能となるめどが立たないと認められることを確認し、その可否(減額の範囲を含みます。)を決定します(例えば、減額措置の願出時点までの売却国債にかかる銘柄についての日銀国債売現先(国債補完供給)の利用状況、売買動向、日本銀行の保有状況、流動性供給入札の実施状況、条件付売買取引または現金担保付貸借取引の状況、残存期間その他売却国債にかかる銘柄の市場流動性等を勘案することがあります。)。イ. ②の場合には、イ. ②に掲げる要件を充たす限りにおいて、原則として当該願出を承諾します。

(注4) 「減額措置承諾通知」により通知された減額措置手数料について異議がある場合には、速やかに、日本銀行金融市場局(市場調節課オペレーション企画グループ)に、その旨を申出てください。

減額措置承諾通知

申込内容 _____ (注1)
 取引実行日 _____ (注2) 取引通番 _____ (注3) 契約番号 _____ (注3)
 対象先 _____ (注4) 決済先 _____ (注5)

受付番号 _____ (注6)
 銘柄 _____
 額面金額 _____ 百万円 (注7)
 代金評価差額 _____ 円
 減額措置手数料 _____ 円
 記事 _____

当初取引の買戻明細

取引実行日 _____ (注2) 買戻日 _____
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 連動係数 _____ (注8)
 売却価格 [100円当り] _____ 円 売却代金 _____ 円
 買戻価格 [100円当り] _____ 円 買戻代金 _____ 円

減額後の買戻明細 (注9)

取引実行日 _____ (注2) 買戻日 _____
 取引通番 _____ (注10) 契約番号 _____ (注10)
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 連動係数 _____ (注8)
 売却価格 [100円当り] _____ 円 売却代金 _____ 円
 買戻価格 [100円当り] _____ 円 買戻代金 _____ 円

減額部分の買戻明細

取引実行日 _____ (注2) 買戻日 _____
 取引通番 _____ (注10) 契約番号 _____ (注10)
 額面金額 _____ 百万円 期間利回り _____ % 連動係数 _____ (注8)
 売却価格 [100円当り] _____ 円 売却代金 _____ 円
 買戻価格 [100円当り] _____ 円 買戻代金 _____ 円

減額部分の売却代金評価額

取引実行日 _____ (注11)
 取引通番 _____ (注10) 契約番号 _____ (注10)
 額面金額 _____ 百万円
 売却価格 [100円当り] _____ 円 経過利子 [100円当り] _____ 円 (注12)
 売却代金評価額 _____ 円

(注1) 「2」と表示されます。

(注2) 減額措置の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)(当該日銀国債売現先(国債補完供給)がその前営業日に売却を実行した再売却である場合には、当該再売却。以下3.において「当初取引」といいます。)の売却日が表示されます。

(注3) 当初取引の取引通番または契約番号がそれぞれ表示されます。

(注4) 売買先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されます。

(注5) 決済先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されます。

(注6) 再売却・減額措置受付番号が表示されます。

(注7) 減額措置を実行する金額が表示されます。

(注8) 銘柄が物価連動国債の場合のみ表示されます(銘柄が物価連動国債以外の場合には、項目名を含め表示されません。)

(注9) 当初取引の買戻額の一部について減額措置を実行する場合のみ表示されます。

(注10) 減額措置を承諾したことに伴い新たに付番された取引通番または契約番号がそれぞれ表示されます。

(注11) 減額措置の実行日が表示されます。

(注12) 銘柄が国庫短期証券の場合には、項目名を含め表示されません。

ハ. 減額措置における精算等の実行

日本銀行は、イ.による減額措置の願出を承諾することとした場合には、午後5時までに、イ.(ロ) a.により算出された売買先の日本銀行に対する債務および日本銀行の売買先に対する債務の金額の差額(以下「減額措置精算差額」といいます。)について、決済先の当座勘定の入金または引落を行います^(注1)。

減額措置精算差額の入金または引落の別に応じ、日本銀行は、決済先に対し、「当座勘定入金通知」または「当座勘定引落通知」を送信しますので、売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合には、当該決済代行先は、売買先に対し、減額措置が行われた旨を、減額措置の実施日に連絡してください^(注2)。

また、日本銀行は、イ.(ロ) b.により算出した減額措置手数料について、減額措置精算差額の入金または引落とは別に、午後5時までに、決済先の当座勘定の引落を行い、当該決済先に対して「当座勘定引落通知」を送信します^(注3)。

(注1) 日本銀行は、減額措置の実施日に、決済先の属する金融機関等の振決出力指定店舗に対し、減額措置の対象となる日銀国債売現先(国債補完供給)に関する「国債資金同時受渡依頼取消案内」を送信しますが、当該帳票については国債売買等関係事務には不要ですので、適宜廃棄して差支えありません。

(注2) 減額措置精算差額が発生しない場合には、「当座勘定入金通知」または「当座勘定引落通知」は送信されませんので、決済代行先におかれては、「国債資金同時受渡依頼取消案内」の送信をもって、減額措置が行われた旨を、売買先に対し、連絡してください。

(注3) 減額措置手数料が零の場合には、「当座勘定引落通知」は送信されません。

- 第1編IV. 3. (2) を横線のとおり改める。

(2) 引落資金不足時の取扱い

日本銀行が願書に従って減額措置にかかる精算等を実行した場合において、減額措置精算差額または減額措置手数料について引落資金不足が発生するときは、売買先（売買先が決済代行先に国債の受払等にかかる事務を委託している場合には、売買先および決済代行先）は、日本銀行の指示に従ってください。

- 第2編の業務処理区分「国債売買 国債売買 売渡国債差替確認サイン」の次に次の業務処理区分「国債売買 国債売買 再売却・減額措置申込」を加える。

業務処理区分			コード	入力方式
国債売買	国債売買	再売却・減額措置申込	421105	再鑑

概要

売買先が、再売却または減額措置の申込を行います。

入力画面

(基本領域)

421105 国債売買 再売却・減額措置申込	
決済先	<input type="text" value="①"/> コード検索 B I C <input type="text" value="①"/> コード検索
申込内容	<input type="text" value="②"/> 再売却 : 1 減額措置 : 2
銘柄	<input type="text" value="③"/> コード検索
額面金額	<input type="text" value="④"/> 百万円
期間利回り (%)	<input type="text" value="⑤"/>
買戻希望日 (年月日)	<input type="text" value="⑥"/>
* 当初取引 *	
取引実行日 (年月日)	<input type="text" value="⑦"/>
取引通番	<input type="text" value="⑧"/>
契約番号	<input type="text" value="⑨"/>
記事	<input type="text" value="⑩"/>
<input type="checkbox"/> 入力データ固定 <input type="button" value="連続"/> <input type="button" value="実行"/> <input type="button" value="キャンセル"/>	

入力手順

- ①
- (例) みずほ銀行本店 (0001100) …………… [1100]
みずほ銀行本店 (MHCBJPJT) …… [MHCBJPJT]
- 金融機関等店舗コードおよびB I Cコードの両方を入力した場合にはエラーとなります。
決済先の一時的な変更を依頼する場合を除き、①の入力は不要です。
- ②
- (例) 再売却 …………… [1]
(例) 減額措置 …………… [2]
- ③
- (例) 利付国庫債券 (10年) 第364回…………… [JP1103641MA8]
- ④
- 百万円単位で入力します。
(例) 10億円………… [1000]
- ⑤
- %単位、整数部分3桁以内、小数部分8桁以内で入力します。
(例) 0.12345678%…………… [0.12345678]
- ⑥
- 年月日 (和暦または西暦のいずれか一方) を入力します。
(例) 令和8年4月1日 (和暦) …… [080401]
" (西暦) …… [20260401]
- ⑦
- 年月日 (和暦または西暦のいずれか一方) を入力します。
(例) 令和8年3月31日 (和暦) …… [080331]
" (西暦) …… [20260331]
- ⑧
- (例) 取引通番 003…………… [3]
- ⑨
- (例) 契約番号 004…………… [4]
- ⑩

申込内容が「減額措置：2」である場合には、日本銀行金融市場局（市場調節課オペレーション企画グループ）の指示に従って必ず入力してください。入力する場合には10行を超えて入力することはできません。

⑩を入力しない場合には、⑨を入力後 **実行** ボタンを押します。

出力帳票

(別領域)

(4211-01100)

再 売 却 申 込 済 通 知 ^(注1)			
申込内容 _____ ^(注2)			
取引実行日 _____ ^(注3)	取引通番 _____ ^(注4)	契約番号 _____ ^(注4)	
対象先 _____ ^(注5)	決済先 _____ ^(注6)		
受付番号 _____ ^(注7)			
銘柄 _____			
額面金額 _____ 百万円	期間利回り _____ %	買戻希望日 _____	
代金評価差額 _____ 円			
記事 _____ ^(注8)			
当初取引の買戻明細			
取引実行日 _____ ^(注3)	買戻日 _____		
額面金額 _____ 百万円	期間利回り _____ %	連動係数 _____ ^(注9)	
売却価格 [100円当り] _____ 円	売却代金 _____ 円		
買戻価格 [100円当り] _____ 円	買戻代金 _____ 円		
再売却部分の買戻明細			
取引実行日 _____ ^(注3)	買戻日 _____		
額面金額 _____ 百万円	期間利回り _____ %	連動係数 _____ ^(注9)	
売却価格 [100円当り] _____ 円	売却代金 _____ 円		
買戻価格 [100円当り] _____ 円	買戻代金 _____ 円		
再売却の明細			
取引実行日 _____ ^(注10)	買戻日 _____		
額面金額 _____ 百万円	期間利回り _____ %	連動係数 _____ ^(注9)	
売却価格 [100円当り] _____ 円	売却代金 _____ 円		
買戻価格 [100円当り] _____ 円	買戻代金 _____ 円		

(注1) 再売却の申込をした場合に出力されます。

(注2) 「1」と表示されます。

(注3) 当初取引の売却日が表示されます。

(注4) 当初取引の取引通番または契約番号がそれぞれ表示されます。

(注5) 売買先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されます。

(注6) 決済先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されます。

(注7) 再売却・減額措置受付番号が表示されます。

(注8) 記事を入力した場合のみ表示されます（入力がない場合には、項目名を含め表示されません。）。

(注9) 銘柄が物価連動国債の場合のみ表示されます（銘柄が物価連動国債以外の場合には、項目名を含め表示されません。）。

(注10) 再売却の実行日が表示されます。

(別領域)

(4211-01200)

減額措置申込済通知 ^(注1)			
申込内容	_____ ^(注2)		
取引実行日	_____ ^(注3)	取引通番	_____ ^(注4)
対象先	_____	決済先	_____ ^(注6)
			_____ ^(注5)
受付番号	_____ ^(注7)		
銘柄	_____		
額面金額	_____ 百万円 ^(注8)		
代金評価差額	_____ 円		
記事	_____		

当初取引の買戻明細			
取引実行日	_____ ^(注3)	買戻日	_____
額面金額	_____ 百万円	期間利回り	_____ % 連動係数 _____ ^(注9)
売却価格 [100円当り]	_____ 円	売却代金	_____ 円
買戻価格 [100円当り]	_____ 円	買戻代金	_____ 円
減額後の買戻明細 ^(注10)			
取引実行日	_____ ^(注3)	買戻日	_____
額面金額	_____ 百万円	期間利回り	_____ % 連動係数 _____ ^(注9)
売却価格 [100円当り]	_____ 円	売却代金	_____ 円
買戻価格 [100円当り]	_____ 円	買戻代金	_____ 円
減額部分の買戻明細			
取引実行日	_____ ^(注3)	買戻日	_____
額面金額	_____ 百万円	期間利回り	_____ % 連動係数 _____ ^(注9)
売却価格 [100円当り]	_____ 円	売却代金	_____ 円
買戻価格 [100円当り]	_____ 円	買戻代金	_____ 円
減額部分の売却代金評価額			
取引実行日	_____ ^(注11)		
額面金額	_____ 百万円		
売却価格 [100円当り]	_____ 円	経過利子 [100円当り]	_____ 円 ^(注12)
売却代金評価額	_____ 円		

(注1) 減額措置の申込をした場合に出力されます。

(注2) 「2」と表示されます。

(注3) 当初取引の売却日が表示されます。

(注4) 当初取引の取引通番または契約番号がそれぞれ表示されます。

(注5) 売買先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されま

す。

(注6) 決済先の金融機関等店舗コードまたはB I Cコードおよび金融機関等店舗名が表示されま

す。

(注7) 再売却・減額措置受付番号が表示されます。

(注8) 減額措置を実行する金額が表示されます。

(注9) 銘柄が物価連動国債の場合のみ表示されます(銘柄が物価連動国債以外の場合には、項目名を含め表示されません)。

(注10) 当初取引の買戻額の一部について減額措置を実行する場合のみ表示されます。

(注11) 減額措置の実行日が表示されます。

(注12) 銘柄が国庫短期証券の場合には、項目名を含め表示されません。

- 第3編（業務処理区分コード）を横線のとおり改める。

業 務 処 理 区 分			コード
大区分	中 区 分	小 区 分	
国債売買	国債売買	略（不変）	
		売渡国債差替確認サイン	4 2 1 1 0 4
		再売却・減額措置申込	<u>4 2 1 1 0 5</u>
	照会データ ファイル取得	略（不変）	

- 第3編（業務コードの概要）の「○ 取引内容区分コード」の次に次の「○ 再売却・減額措置申込内容区分コード」を加える。

- 再売却・減額措置申込内容区分コード
—— 再売却・減額措置の申込内容を区分します。

- 第3編（個別業務コード）の「○ 取引内容区分コード」の次に次の「○ 再売却・減額措置申込内容区分コード」を加える。

- 再売却・減額措置申込内容区分コード

区 分	コード
再売却	1
減額措置	2

- 第4編の第2号書式から第4号書式までを削る。

- [参考] 4. の次に次の4. の2を加える。

4. の2 減額措置の実行時における国債の評価額の支払債務等の算出方法

(1) 国債の評価額の支払債務の金額の算出方法

国債の評価額の支払債務の金額は、減額措置の実施日におけるその売却国債の時価評価額とし、次に掲げる方法により算出します。

① 減額措置の実施日を基準日とした額面100円当りの時価を算出します。

計算式については2.(2)イ.を参照してください。ただし、経過利子は除くこととし、円位未満第6位まで算出してください(第7位を切捨)。

② ①により算出した額面100円当りの時価にその国債の額面金額を乗じた積を100で除した商(物価連動国債の場合は、当該商に減額措置の実施日における連動係数を乗じた積)に経過利子を加えた額を、その国債の時価評価額とします。

計算式は次のとおりです(経過利子の計算式は、2.(1)ハ.(イ)または(ハ)を参照してください。)

a. 利付国債(物価連動国債を除く)

$$\text{時価評価額}^{\text{註}} = \text{額面100円当りの時価} \times \frac{\text{額面金額}}{100} + \text{経過利子}$$

b. 国庫短期証券

$$\text{時価評価額}^{\text{註}} = \text{額面100円当りの時価} \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

c. 物価連動国債

$$\text{時価評価額}^{\text{註}} = \text{額面100円当りの時価} \times \frac{\text{額面金額}}{100} \times \text{連動係数} + \text{経過利子}$$

(注) 円位未満は切捨とします。

(2) 買戻代金相当額の支払債務の金額の算出方法

買戻代金相当額の支払債務の金額は、次の計算式により算出した金額とします。

買戻代金相当額の支払債務^(注) = 売却時における国債の売却代金

+ (買戻代金 - 売却代金)

$\times \frac{\text{取引実行日または再売却における売却日の翌日から起算した減額措置の実施日までの期間}}{\text{取引実行日または再売却における売却日の翌日から起算した買戻日までの期間}}$

(注) 円位未満は切捨とします。